

日司連発第 697 号
平成 16 年 9 月 28 日

司法書士会会長 殿

日本司法書士会連合会
会長 中 村 邦 夫

登記申請書の A 判横書きの標準化について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、法務省民事局民事第二課から標記文書を入手いたしましたので、別添のとおり、通知いたします。

会員各位に周知下されるとともに、ご協力下さるようお願いいたします。

なお、標記文書につきましては、司法書士会から寄せられた意見を踏まえ法務省担当部署と協議を行ってまいりましたが、省内における不動産登記法の改正作業等が重なったこともあり、発出までにかかなりの時間が経過してしまいました。貴職をはじめ、会員各位に情報が錯綜いたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

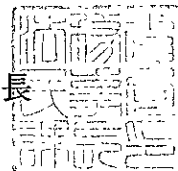
法務省民二第2647号

平成16年9月27日

日本司法書士会連合会

会長 中村邦夫 殿

法務省民事局民事第二課長



登記申請書のA4横書きの標準化について（依頼）

登記申請書の用紙について、申請人の利便性の向上及び登記事務処理の効率化を図るため、別紙のとおり、日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）横書きのものを標準の用紙とすることとしましたので、会員に対する周知及び協力依頼について、よろしくお取り計らい願います。

04.9.27

1016



登記申請書のA4横書きの標準化について

1 趣旨

一般に使用されている用紙は、A4横書きのものが主流となっていること、登記申請書の添付書類についても、A4横書きのものが増えていること、申請人から登記申請書のA4横書き化の要望が多数寄せられていることなどにかんがみ、登記申請書についても、申請人の利便性の向上及び登記事務処理の効率化を図るため、A4横書きのものを標準的用紙として使用するものとする。

2 登記申請書に記載する文字

登記申請書に金銭その他の物の数量、年月日及び番号を記載する場合には、「壹式参拾」の文字を用いなければならないとされている（不動産登記法（明治32年法律第24号）第77条第2項）が、新不動産登記法（平成16年法律第123号）には同趣旨の規定はなく、これに基づく命令においてもこのような規定を設ける予定はないことを踏まえ、A4横書きの登記申請書に記載する文字については、アラビア数字を用いた場合であっても却下しない取扱いとする（例：債権額 金1億2,150万円、利息3.5%等）。

3 その他の留意事項

- (1) 登記申請書は、A4の用紙を縦置き・横書きとして使用し、用紙の裏面は使用しない。
- (2) 登記申請書が複数枚にわたる場合には、契印をしなければならない（不動産登記法施行細則（明治32年司法省令第11号）第39条）。
- (3) 登記申請書の副本に押印する登記済の印版は、従前のものを使用する（不動産登記事務取扱手続準則第70条、71条）。
- (4) 登記申請書は、司法書士会又は地土地家屋調査士会との協議により、当分の間、A4の用紙を右綴じするものとして差し支えない。

4 実施時期

平成16年11月1日から実施する。

5 経過措置

当分の間、従前の日本工業規格B列4番の用紙を使用して差し支えない。

6 その他

登記申請書の様式例は、別添のとおりとする。

オンライン庁における受付番号票をはり付ける箇所

は法務局使用欄

ブック庁における
受付番号等押印欄

登記申請書

登記の目的 地目変更

添付書類

申請書副本 代理権限証書

平成16年11月5日申請

何法務局 何支局(出張所)

申請人

A市B町二丁目5番6号

甲野太郎

代理人

C市E町三丁目4番5号

乙野二郎 印

土地の表示	所在	A市B町一丁目		
	地番	地目	地積 m ²	登記原因及びその日付
	35番2	畑	150	
		宅地	150.12	平成16年10月8日 地目変更

登記申請書

登記の目的 地積更正

添付書類

申請書副本 地積測量図 代理権限証書

平成16年11月5日申請

何法務局 何支局(出張所)

申請人

A市B町二丁目5番6号

甲野太郎

代理人

C市E町三丁目4番5号

乙野二郎 印

土地の表示	所在	A市B町一丁目		
	地番	地目	地積 m ²	登記原因及びその日付
	36番	宅地	92.63	
			100.13	錯誤

登記申請書

登記の目的 土地分筆

添付書類

申請書副本 地積測量図 代理権限証書

平成16年11月5日申請

何法務局 何支局(出張所)

申請人

A市B町二丁目5番6号

甲野太郎

代理人

C市E町三丁目4番6号

乙野二郎 印

登録免許税

金2,000円

土地の表示	所在	A市B町一丁目			
	地番	地目	地積 m ²		登記原因及びその日付
	37番	宅地	500 00		
	(イ) 37番1		294	62	37番1, 37番2に分筆
	(ロ) 37番2		205	38	37番から分筆

登記申請書

登記の目的 土地合筆

添付書類

申請書副本 登記済証 印鑑証明書
代理権限証書

平成16年11月5日申請
何法務局 何支局(出張所)

申請人 A市B町二丁目5番6号
甲野太郎

代理人 C市E町三丁目4番5号
乙野二郎 印

登録免許税 金1,000円

土地の表示	所在	A市B町一丁目			
	地番	地目	地積 m ²	登記原因及びその日付	
	21番	宅地	200 000		
	22番	宅地	50 000	21番に合筆	
	23番	宅地	50 000	21番に合筆	
	21番	宅地	300 000	22番, 23番を合筆	

登記申請書

登記の目的 建物表示

添付書類

申請書副本 建物図面 各階平面図
所有権証明書 住所証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請
何法務局 何支局(出張所)

申請人 A市B町二丁目5番6号
甲野太郎

代理人 C市E町三丁目4番5号
乙野二郎 印

建物の表示	所在	A市B町一丁目30番地			
	家屋番号	番			
	主たる建物 又は附属建物	種類	構造	床面積 m ²	登記原因及び その日付
	主	居宅	木造瓦葺平家建	70 00	平成16年10月21日新築
	符号 1	物置	木造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建	32 50	

区分した建物の表示	家屋番号	建物の番号	主たる建物又は附属建物	種類	構造	床面積 m ²	原因及びその日付
				居宅	鉄筋 コンクリート造 1階建	2階部分 48.00	平成16年10月8日新築

敷地権の表示	土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合	原因及びその日付
	1	所有権	1000分の7	平成16年10月8日敷地権
	2	所有権	1000分の7	平成16年10月8日敷地権
	3	賃借権	50分の1	平成16年10月8日敷地権

登記申請書

登記の目的 建物所在，構造更正

添付書類
申請書副本 建物図面 代理権限証書

平成16年11月5日申請
何法務局 何支局（出張所）

申請人 A市B町二丁目5番6号
甲野太郎

代理人 C市E町三丁目4番5号
乙野二郎 印

建物の表示	所在	A市B町一丁目12番地			
		A市B町一丁目12番地1	錯誤		
	家屋番号	12番			
	主たる建物 又は附属建物	種類	構造	床面積 m ²	登記原因及び その日付
		居宅	木造瓦葺平家建	66 00	
			木造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建		錯誤

登記申請書

登記の目的 建物床面積変更

添付書類

申請書副本 建物図面 各階平面図
所有権証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請
何法務局 何支局(出張所)

申請人 A市B町二丁目5番6号
甲野太郎

代理人 C市E町三丁目4番5号
乙野二郎 印

建 物 表 示	所在	A市B町一丁目12番地			
	家屋番号	12番			
	主たる建物 又は附属建物	種類	構造	床面積 m ²	登記原因及び その日付
		居宅	木造瓦葺平家建	9100	
				10100	平成16年10月 8日増築

登記申請書

登記の目的 建物滅失

添付書類
申請書副本 代理権限証書

平成16年11月5日申請
何法務局 何支局(出張所)

申請人 A市B町二丁目5番6号
甲野太郎

代理人 C市E町三丁目4番5号
乙野二郎 印

建 物 の 表 示	所在	A市B町一丁目15番地			
	家屋番号	15番			
	主たる建物 又は附属建物	種類	構造	床面積 m ²	登記原因及び その日付
		居宅	木造瓦葺平家建	66 00	平成16年10月16日取毀

登記申請書

登記の目的 所有権保存

所有者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

添付書類
申請書副本 住所証明書 代理権限証書

平成16年11月5日法100条1項1号申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金2,300万円

登録免許税 金4万6,000円

不動産の表示

所在 A市B町二丁目5番地
家屋番号 5番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 73.05平方メートル
2階 26.00平方メートル

登記申請書

登記の目的 所有権保存

原因 平成16年9月6日売買

所有者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

添付書類

原因証書 住所証明書 所有権譲渡証明書
承諾書 代理権限証書

平成16年11月5日法100条2項申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 建物 金1,200万円
土地 金500万円

登録免許税 金7万4,000円

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在 A市B町二丁目35番地1

建物の番号 Cマンション

専有部分の建物の表示

家屋番号 B町二丁目35番1の201

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 2階部分 48.00平方メートル

敷地権の表示

所在及び地番 A市B町二丁目35番1

地目 宅地

地積 499.27平方メートル

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 1000分の7

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年9月6日贈与

権利者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

義務者 C市D市二丁目4番地
甲野花子

添付書類

原因証書 登記済証 印鑑証明書
住所証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金1,500万円

登録免許税 金15万円

不動産の表示

所在 A市B町一丁目
地番 45番
地目 宅地
地積 230.58平方メートル
価格 金800万円

所在 A市B町一丁目45番地
家屋番号 45番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 73.05平方メートル
2階 26.00平方メートル
価格 金700万円

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年9月6日売買

権利者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

義務者 A市C町四丁目25番地
丙野三郎

添付書類

原因証書 登記済証 印鑑証明書
住所証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金3,200万円

登録免許税 金32万円

不動産の表示

所在 A市B町一丁目
地番 45番
地目 宅地
地積 230.58平方メートル
価格 金2,000万円

所在 A市B町一丁目45番地
家屋番号 45番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 73.05平方メートル
2階 26.00平方メートル
価格 金1,200万円

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年9月6日相続

相続人 (被相続人 甲野一郎)
A市B町二丁目5番地
持分2分の1 甲野太郎
C市D町二丁目4番地
2分の1 甲野花子

添付書類

申請書副本 相続証明書 住所証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金5,400万円

登録免許税 金10万8,000円

不動産の表示

所在 A市B町一丁目
地番 4番
地目 宅地
地積 578.51平方メートル
価格 金3,800万円

所在 A市B町一丁目4番地
家屋番号 4番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 115.70平方メートル
価格 金1,600万円

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人表示変更
原因 平成16年9月6日住居表示実施
変更後の事項 住所 A市B町二丁目5番7号
申請人 A市B町二丁目5番7号
甲野太郎

添付書類
申請書副本 変更証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

登録免許税 登録免許税法5条4号

不動産の表示

所在 A市B町二丁目240番地
家屋番号 240番
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 120.54平方メートル
2階 38.62平方メートル

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人表示変更

原因 平成13年2月1日氏名変更
平成16年9月6日住所移転

変更後の事項 住所 A市B町一丁目2番1号
氏名 甲野太郎

申請人 A市B町一丁目2番1号
甲野太郎

添付書類 申請書副本 変更証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

登録免許税 金1,000円

不動産の表示

所在 A市B町一丁目
地番 246番
地目 雑種地
地積 380平方メートル

登記申請書

登記の目的 地上権設定

原因 平成16年9月6日設定

地上権設定の目的 建物所有

存続期間 30年

地代 1平方メートル 1年 5万円

支払期 毎年 12月末日

権利者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

義務者 A市C町四丁目25番地
丙野三郎

添付書類

原因証書 登記済証 印鑑証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金430万円

登録免許税 金2万1,500円

不動産の表示

所在 A市B町三丁目

地番 240番

地目 宅地

地積 540.68平方メートル

登記申請書

登記の目的 抵当権設定

原因 平成16年9月6日金銭消費貸借同日設定

債権額 金1億2,400万円

利息 年5.5%

損害金 年14.5%

債務者 A市B町二丁目5番地

甲野太郎

抵当権者 C市D町一丁目1番1号

株式会社A銀行

設定者 A市B町二丁目5番地

甲野太郎

添付書類

原因証書

登記済証

印鑑証明書

代理権限証書

共同担保目録

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地

乙野二郎 印

課税価格 金1億2,400万円

登録免許税 金49万6,000円

不動産の表示

所在 A市B町二丁目

地番 5番

地目 宅地

地積 250.00平方メートル

所在 A市B町二丁目5番地

家屋番号 5番

種類 居宅

構造 木造瓦葺平家建

床面積 120.53平方メートル

登記申請書

登記の目的 1番, 2番, 4番順位変更

原因 平成16年9月6日合意
変更後の順位 第1 4番根抵当権
第2 2番抵当権
第3 1番抵当権

申請人 C市D町一丁目1番1号
株式会社A銀行
A市B町二丁目5番地
甲野太郎
A市C町四丁目25番地
丙野三郎

添付書類

原因証書 登記済証 承諾書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

登録免許税 金3,000円

不動産の表示

所在 C郡D町大字E字K
地番 17番
地目 宅地
地積 530.23平方メートル

登記申請書

登記の目的 3番抵当権抹消

原因 平成16年9月6日弁済

権利者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

義務者 C市D町一丁目1番1号
株式会社A銀行

添付書類
原因証書 登記済証 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

登録免許税 金2,000円

不動産の表示

所在 A市B町二丁目
地番 5番
地目 宅地
地積 250.00平方メートル

所在 A市B町二丁目5番地
家屋番号 5番
種類 居宅
構造 木造瓦葺平家建
床面積 120.53平方メートル

登記申請書

登記の目的 根抵当権設定

原因 平成16年9月6日設定
極度額 金1,000万円
債権の範囲 平成16年2月1日手形割引契約
手形債権
小切手債権

確定期日 平成20年2月1日
債務者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

根抵当権者 A市B町五丁目7番地
乙商事株式会社

設定者 A市C町四丁目25番地
丙野三郎

添付書類
原因証書 登記済証 印鑑証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金1,000万円

登録免許税 金4万円

不動産の表示

所在 A市C町四丁目
地番 30番
地目 宅地
地積 856.24平方メートル

登記申請書

登記の目的 賃借権設定

原因 平成16年9月6日設定

目的 建物所有

借賃 1月 3万円

支払期 毎月末日

存続期間 30年

特約 譲渡, 転貸ができる

権利者 A市B町二丁目5番地

甲野太郎

義務者 A市C町四丁目25番地

丙野三郎

添付書類

原因証書 登記済証 印鑑証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地

乙野二郎 印

課税価格 金750万3,000円

登録免許税 金3万7,500円

不動産の表示

所在 A市B町二丁目

地番 8番

地目 宅地

地積 350.67平方メートル

登記申請書

登記の目的 条件付所有権移転仮登記

原因 平成16年9月6日売買
(条件 農地法第5条の許可)

権利者 A市B町二丁目5番地
甲野太郎

義務者 C市D市二丁目4番地
甲野花子

添付書類
申請書副本 印鑑証明書 代理権限証書

平成16年11月5日申請 何法務局 何支局(出張所)

代理人 C市E町三丁目4番地
乙野二郎 印

課税価格 金425万円

登録免許税 金2万1,200円

不動産の表示

所在地 A市B町一丁目
地番 5番
地目 畑
地積 450平方メートル

参 考

法務省民二第2649号

平成16年9月27日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

登記申請書のA4横書きの標準化について（依命通知）

標記の件について、申請人の利便性の向上及び事務処理の効率化を図るため、登記申請書に用いる用紙について、日本工業規格A列4番の用紙をもって標準の用紙とすることとし、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会連合会に対して別紙のとおり協力方を依頼しましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

参 考

事 務 連 絡

平成16年9月27日

法務局民事行政部首席登記官 殿

(不動産登記担当)

地方法務局首席登記官 殿

(不動産登記担当)

法務省民事局民事第二課小宮山補佐官

登記申請書のA4横書きの標準化について

登記申請書のA4横書きの標準化については、本日付け法務省民二第2649号をもって民事第二課長から依命通知されたところですが、その運用に当たっては、下記の点に留意願います。

記

- 1 A4横書きの登記申請書は、司法書士会又は土地家屋調査士会との協議により、当分の間、A4の用紙を右綴じするものとして差し支えないこととされましたが、この趣旨は、法務局によってA4横書きの申請書の提出の定着する時期がまちまちであると予想され、従来の申請書と混在することも考えられることから、申請書類保管の便宜を考慮して一律の取扱いをしないこととしたものです。したがって、例えば、他管轄に事務所を有する司法書士等が申請書を提出する際においては、申請書の綴じ方が異なる場合であっても、窓口で編綴をし直す等の指導はしないものとします。
- 2 登記申請書以外の添付書類（登記原因証書等）は、日本工業規格B列4番（以下「B4」という。）のものを使用して差し支えないものとします。
- 3 共同担保目録、地積測量図等の各種図面の用紙は、従前のとおりB4の用紙とします。
- 4 登記申請書の様式及び記載例について、別途ファイルを送付しますので、利用願います。
- 5 4のファイルは、法務省ホームページにおいて、提供することとします。